

気候関連開示（公開草案） 産業別開示要求 【商業銀行（FN-CB）産業編】

2022年6月

SSBJ設立準備委員会 事務局

※不許複製・禁無断転載：
公開草案の原文及び日本語仮訳は、IFRS財団の著作物となります。
複製及び使用の権利は厳しく制限されております。

- ❖ 本資料は、2022年3月31日にIFRS財団から公表されたIFRS S2号公開草案「気候関連開示」の付録B「産業別開示要求」のうち、**商業銀行（FN-CB）産業に関連する部分の概要**についてご説明することを目的としています。
- ❖ 本資料では、当該付録B「産業別開示要求」に関し、以下の事項について記載しています。
 - ▶ 産業別開示要求の構成
 - ▶ 指標の**技術的プロトコル**（定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンス）において、「shall（～しなければならない）」「shall not（～してはならない）」と記載されている事項を**太字**で記載しています。
 - ▶ 上記以外の事項でも、当該事項に即した開示を行うに際して**特に有用であると当事務局が判断した事項**を記載しています（そのため、すべての事項について記載しているわけではありません）。
 - ▶ 産業別指標を開示するまでの流れ

本資料は、IFRS財団のホームページにおいて公表された当該付録B「産業別開示要求」の日本語仮訳をもとに、SSBJ設立準備委員会事務局が作成したものです。

本資料における意見に係る部分は、あくまでも当委員会のスタッフ個人の見解であり、当委員会の公式見解ではございません。

S2基準案の付録B「産業別開示要求」は、産業ごとに以下が記載されている

産業の説明	<ul style="list-style-type: none">❖ 関連するビジネスモデル、基礎となる経済活動、一般的なサステナビリティ関連の影響 (impacts) 及び依存関係 (dependencies)、並びに当該産業への参加に特徴的な他の共有される特徴を定義することにより、適用範囲を明確にすることを意図している
開示トピック及びトピックサマリー	<ul style="list-style-type: none">❖ 開示トピックとは、特定の産業内の企業によって行われる活動に基づいて、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会を定義するもの❖ 経営又は経営の失敗が企業の企業価値にどのように影響するかについての簡単な説明 (トピックサマリー) が含まれる
指標	<ul style="list-style-type: none">❖ 開示トピックに付随し、個別に又は1セットの一部として、特定の開示トピックのパフォーマンスに関する有用な情報を表示するように設計されている
技術的プロトコル	<ul style="list-style-type: none">❖ 定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンスを提供する
活動指標	<ul style="list-style-type: none">❖ 企業による特定の活動又はオペレーションの規模を定量化するもの❖ データを正規化して比較を容易にするため、指標と組合せて使用することを意図している

**産業名
(68産業)**

衣服、装飾品及び履物

産業の説明

産業に関する記述

「衣服、装飾品及び履物」産業には、男性用、女性用及び子供用の衣類、ハンドバッグ、宝石、時計及び履物を含むさまざまな製品の設計、製造、卸売及び小売に関わる企業が含まれる。製品の大部分が新興市場のベンダーによって製造されることにより、この産業に属する企業が主として設計、卸売、販売促進、サプライ・チェーンの管理及び小売といった活動に焦点を当てることを可能にしている。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

開示トピック

指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
原材料調達	優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	説明及び分析	該当なし	CG-AA-440a.1
	環境又は社会サステナビリティ基準（又はこの両方）の第三者認証を受けた原材料の割合（基準ごとに）	定量	重量ごとのパーセンテージ(%)	CG-AA-440a.2

「衣服、装飾品及び履物」産業は、綿、革、羊毛、ゴム、並びに貴重な鉱物及び金属など、最終製品の主要なインプットとして多数の原材料に依存している。

気候変動、土地利用、資源不足、及び当該産業のサプライ・チェーンが事業を展開する地域での紛争に関連するサステナビリティの影響(impacts)は、産業において原材料を調達する能力をこれまで以上に形成している。

潜在的な原材料不足、供給停止、価格変動及び風評リスクを管理する企業の能力は、透明性に欠けることが多いサプライ・チェーンを通じて地理的に多様な地域から原材料を調達するため、さらに困難になっている。

この問題の効果的な管理を行わないことは、**利益の減少、収益成長率の抑制又は資本コストの増加（又はこれらのすべて）につながる**可能性がある。さまざまな原材料を調達することに関連するリスクの種類に応じて、サプライヤーへの関与、透明性の向上、認証基準の使用又は革新的な代替原材料の使用（又はこれらのすべて）を含め、さまざまな解決策が必要になる可能性がある。

最も積極的な企業は、**ブランドの評判を向上させ、新しい市場機会を開拓する一方で、価格変動や潜在的な供給停止にさらされるリスクを減らす**可能性が高い。

コード： CG-AA-440a.1	指標： 優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	測定単位： 該当なし
1 1.1	<p>優先原材料の調達から生じる環境及び社会リスクを管理するための戦略的アプローチを説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 優先原材料：企業の主要製品に不可欠なもの • 主要製品：過去3会計年度のいずれかにおいて連結売上高の10%以上を占めたもの 	
2	企業が優先原材料をどのように識別したかに関する方法を含める	
4	優先原材料は、当該原材料を直接購入したか、サプライヤーを通じて購入したかに関わらず開示する	
7	<p>綿花を優先原材料の一つとして識別した場合、以下を説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 水ストレスのある綿花栽培地域に対する脆弱性 • これらの地域から綿花を調達することによる価格変動のリスクをどのように管理しているか 	

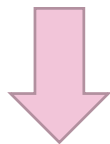
コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
CG-AA-000.A	(1)Tier 1サプライヤーの数	定量	数
	(2)Tier 1の先のサプライヤーの数	定量	数

- Tier 1サプライヤー：報告企業と直接取引するサプライヤー
- Tier 1の先のサプライヤー：報告企業のTier 1サプライヤーにとって重要なサプライヤー

Tier 1の先のサプライヤーのデータが仮定、見積り、又は他の不確実性を含む方法に基づいているかを開示しなければならない

気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(1)

適切な産業の 選択



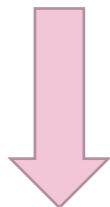
- ❖ S2基準案の付録B「産業別開示要求」B1巻からB68巻は、SASBスタンダードの「Sustainable Industry Classification System®」(SICS®)のうち、気候関連の指標がある**11セクター・68産業**で編成されている
- ❖ 企業は、単一又は複数の産業を識別しなければならない (S2基準案 B8項)
- ❖ 企業が複数の産業にまたがる可能性が高い、幅広い活動に参加している場合、複数の産業別要求事項を適用する必要がある可能性がある (S2基準案 B9項)

重大なリスク 及び機会の識別



- ❖ 企業は、企業がさらされている**重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会**を識別し、記述しなければならない (S2基準案 第9項(a))
- ❖ その際に、企業は、産業別開示要求 (付録B) 中の「**開示トピック**」(特定の産業のリスク又は機会が定義されている)を参照しなければならない (S2基準案 第10項)

指標の特定



- ❖ 企業は、「戦略」に関する要求事項を満たすための開示を作成する際、産業横断的指標カテゴリー及び**開示トピックを伴う産業別指標の適用可能性**を参照し、考慮しなければならない (S2基準案 第11項)
- ❖ 一般目的財務報告の利用者が、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会を企業がどのように測定し、モニタリング及び管理するのかについて理解できるよう、企業は、**付録 B「産業別開示要求」において定められている産業別指標を開示**しなければならない (S2基準案 第19項、第20項(b))
- ❖ 企業は、企業がさらされている**気候関連のリスク及び機会を適正に表示する**という視点を持って、関連するフルセットの産業別要求事項を**すべて参照**しなければならない (S2基準案 B16項)

(次頁に続く)

気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(2)

(前頁からの続き)

指標の特定

- ❖ 定量的情報の開示に係る産業別要求事項が、産業横断的指標カテゴリー（S2基準案 第21項(a)から(e)）に関連する開示の要求事項を満たすか確認し検討しなければならない（S2基準案 付録B B15項）

産業横断的指標カテゴリー
（S2基準案 第21項）

- (a) 温室効果ガス排出
- (b) 移行リスク
- (c) 物理的リスク
- (d) 気候関連の機会
- (e) 資本投下
- (f) 内部炭素価格
- (g) 報酬

産業横断的指標カテゴリーの開示に
用いられる産業別指標の例

- (c)物理的リスク
農産物産業における、水ストレスのある地域から供給される主要作物の割合
- (d)気候関連の機会
化学製品産業における、使用段階の資源効率を考慮して設計された製品から生じた売上高

重要性
(Materiality)

- ❖ 企業は、特定された指標及び目標が企業の企業価値を評価する上で情報の利用者にとって重要性がある（material）と結論付けた場合、特定の要求事項に関連する情報を開示しなければならない（S2基準案 付録B B6項）
- ❖ IFRSサステナビリティ開示基準で要求される特定の開示に重要性がない（not material）場合には、提供する必要はない（S1基準案 第60項）

商業銀行 Commercial Banks (FN-CB)

商業銀行は、預金を受け入れ、個人及び企業に融資を実行するとともに、インフラ、不動産、及びその他のプロジェクトのために融資を行う。

これらのサービスを提供することにより、この産業は、グローバル経済が機能し、金融資源を最も生産性の高いように移転することを促進する上で不可欠な役割を果たす。

この産業は、預金の規模、実行した融資の品質、経済環境、及び金利に左右される。また、この産業は、資産及び負債のミスマッチから生じるリスクによっても特徴付けられる。

商業銀行産業に適用される規制環境は2008年の金融危機の発生により重大な (significant) 変化が見られ、今日でも継続して進化している。これらの傾向及びその他の規制上の傾向は、株主価値及びサステナビリティのパフォーマンスに影響を与えるポテンシャルを有している。

グローバルにオペレーションを行っている商業銀行は、規制上の不確実性、特に新規則の首尾一貫した適用に関する不確実性を生じさせている新しい規制に、複数の法域において対応しなければならない。

トピック	コード	指標
信用分析における環境、社会及びガバナンス要因の組み込み	FN-CB-410a.2	<ul style="list-style-type: none"> 信用分析に環境、社会及びガバナンス (ESG) 要因を組み込むためのアプローチについての記述
移行リスクへのエクスポージャー	FN-CB-1	<ul style="list-style-type: none"> (1)産業別の炭素関連産業へのグロス・エクスポージャー (2)すべての産業へのグロス・エクスポージャー合計 (3)各炭素関連産業へのグロス・エクスポージャー合計の割合
	FN-CB-2	<ul style="list-style-type: none"> ファイナンスに係る排出 (financed emissions) の計算に含むグロス・エクスポージャーの割合
	FN-CB-3	<ul style="list-style-type: none"> 各産業について、資産クラス別の <ul style="list-style-type: none"> ➢ (1)絶対総量 (absolute gross) の (a)スコープ1排出、(b)スコープ2排出及び (c)スコープ3排出 ➢ (2)グロス・エクスポージャー すなわち、ファイナンスに係る排出 (financed emissions)
	FN-CB-4	<ul style="list-style-type: none"> 各産業について、資産クラス別の <ul style="list-style-type: none"> ➢ (1)(a)スコープ1排出、(b)スコープ2排出及び (c)スコープ3排出の総排出原単位 (gross emissions intensity) ➢ (2)グロス・エクスポージャー すなわち、ファイナンスに係る排出 (financed missions)
	FN-CB-5	<ul style="list-style-type: none"> ファイナンスに係る排出 (financed emissions) を計算するために用いた方法の記述

商業銀行は金融仲介者として、その融資実務を通じて、重大な（significant）正及び負の環境並びに社会的外部性に寄与する。

そのため、環境、社会及びガバナンス（ESG）要因は、商業銀行が融資先とするさまざまな産業に属する企業、資産及びプロジェクトに重要性がある（material）影響（implications）を及ぼす可能性がある。

したがって、企業は担保の質を判断する際に ESG要因を検討する必要性がこれまで以上に高まっている。

商業銀行はまた、その融資実務を通じて、**正の環境及び社会的外部性を実現し、重大な（significant）収益源（revenue streams）を生み出すポテンシャルを有している。**

これらのリスク及び機会への対応ができない商業銀行は、**リターンの低下及び株主価値の減少に直面する**可能性がある。

商業銀行は、融資プロセスにESG 要因がどのように統合されているか、及び特定のサステナビリティ動向に関連したポートフォリオ・リスクの現在のレベルを開示すべきである。

特に、投資家及び規制当局から、銀行が気候変動関連のリスクにどのように対処しているかを開示することを求める圧力が高まっている

コード： FN-CB- 410a.2	指標： 信用分析に環境、社会及びガバナンス（ESG）要因を組み込むためのアプローチについての記述	測定単位： 該当なし
1	環境、社会及びガバナンス（ESG）要因を信用分析に組み込むためのアプローチについて記述する	
2	開示の範囲には、プロジェクト・ファイナンスのみでなく、商工業融資も含める	
3	信用分析にESG要因を組み込むためのアプローチを決定するポリシーについて記述する	
4	金融資産の契約期間にわたる信用損失を見積る際に、ESG要因をどのように組み入れているかを説明する	
5	ESG要因の組み込みの実務の諸側面を適用するための企業のアプローチを記述する	
5.1	説明には以下を含むが、これらに限定されない	
5.1.1	<ul style="list-style-type: none"> 通常業務の中でESG要因の組み込みを担当する当事者 	
5.1.2	<ul style="list-style-type: none"> 関与した従業員の役割及び責任 	
5.1.3	<ul style="list-style-type: none"> ESG関連調査を実施するためのアプローチ 	
5.1.4	<ul style="list-style-type: none"> 借手の信用力評価にESG要因を組み込むためのアプローチ 	

コード： FN-CB- 410a.2	指標： 信用分析に環境、社会及びガバナンス（ESG）要因を組み込むた めのアプローチについての記述	測定単位： 該当なし
6	ESG要因の組み込みに対する監督又は説明責任のアプローチを記述する	
6.1	説明には以下を含むが、これらに限定されない	
6.1.1	<ul style="list-style-type: none"> 公式な監督に関与した個人又は機関（又はこの両方） 	
6.1.2	<ul style="list-style-type: none"> 関与した従業員の役割及び責任 	
6.1.3	<ul style="list-style-type: none"> ESG組み込みの品質を評価する際に使用される規準 	
7	商工業融資の信用リスク（credit exposure）のポートフォリオレベルで、将来のESG動向のリスク・プロファイルを計算するシナリオ分析又はモデリング（又はこの両方）を実施しているかどうかについて説明する	
7.1	ESG動向には、気候変動、天然資源の制約、人的資本のリスク及び機会並びにサイバーセキュリティリスクを含むが、これらに限定されない	
8	セクター又は産業固有とみなすESG動向と同様に、セクター及び産業への影響（impact）の観点から、セクター及び産業全体に幅広く適用されるとみなすESG動向について説明する	

コード： FN-CB- 410a.2	指標： 信用分析に環境、社会及びガバナンス（ESG）要因を組み込むた めのアプローチについての記述	測定単位： 該当なし
9	<p>ESG要因に対する信用リスク（credit exposure）の重大な（significant）集中について記述する</p> <ul style="list-style-type: none"> 炭素関連資産、水ストレス地域、サイバーセキュリティ・リスクを含むが、これらに限定されない 	
10	<p>ESG要因が、どのように評価に組み込まれ、以下に対する企業の見解に影響を与えるか（influence）を記述する</p> <ul style="list-style-type: none"> 借手の信用力に影響を与える（affect）伝統的なマクロ経済要因 借手の信用力に加え、財政状態及び経営成績に影響を与える（affect）ミクロ経済要因 借手の総合的な信用力 融資の満期又は期間 デフォルト確率、デフォルト時エクスポージャー及びデフォルト時損失率を含む、予想損失 差入れ担保の価値 	
10.1		
10.2		
10.3		
10.4		
10.5		
10.6		

低炭素及び気候に対してレジリエントなグローバル経済への移行に関する規制の進展及び急速な技術的变化のため、商業銀行の炭素関連産業への融資及び投資のリスクは、本質的に及びこれまで以上に高まっている。

炭素関連産業の企業におけるリスクの高まりは、長期性資産の通常より早い評価減及び潜在的な「座礁（stranding）」により生じる場合がある。また、借手及び投資先は、気候関連リスクによるオペレーション及びコンプライアンス・コストの増加により、財務的圧力に直面する場合がある。

したがって、商業銀行による融資及び投資に帰属する相手方及び投資先の温室効果ガス（GHG）排出（すなわち、商業銀行の「**ファイナンスに係る排出（financed emissions）**」）の計算及び開示は、商業銀行の一般目的財務報告の利用者がこれらのリスクに対するエクスポージャーをよりよく理解するのに役立つ可能性がある。

融資及び投資を通して、これらの移行リスク及び関連する機会の管理ができない商業銀行は、**リターンの低下及び株主価値の減少に直面する**可能性がある。

コード： FN-CB- 1	指標： (1)産業別の炭素関連産業へのグロス・エクスポージャー	測定単位： 表示通貨
1	産業別に炭素関連産業へのグロス・エクスポージャーを開示する	
1.1	<p>グロス・エクスポージャーの定義</p> <p>資金提供された金額：企業の財務諸表がIFRS会計基準又はその他の一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）に準拠して作成されたかにかかわらず、その表示通貨で表された、資金提供された帳簿価額</p> <p>1.2 未実行のローン・コミットメント：企業の財務諸表の表示通貨で表されたコミットメントの全額</p> <p>1.3 デリバティブ：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 総額（gross）のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブー交換される契約金額 • 純額（net）のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブーデリバティブの純額 	

コード： FN-CB- 1	指標： (1)産業別の炭素関連産業へのグロス・エクスポージャー	測定単位： 表示通貨
1.4	炭素関連産業は、相対的に多くの直接的又は間接的なGHG排出の責任を負う産業である	
1.4.1	炭素関連産業には以下を含むが、これらに限定されない <ul style="list-style-type: none"> • 石油、ガス及び消耗燃料産業 • 化学、建築用材料、金属及び鋳業、並びに紙及び森林製品産業 • 航空貨物及びロジスティクス、航空会社、海上輸送、並びに道路及び鉄道輸送産業 • 自動車産業 • 住宅建築業産業 • 飲料及び食品産業 • 電力事業者、ガス事業者及び複数事業者（Multi Utilities）産業 • 不動産管理及び開発産業 	
1.4.2	世界産業分類基準（GICS）の6桁の産業レベルのコードを相手方の分類に用いる	
1.4.2.1	報告日において入手可能な最新版の分類システムを用いる	
1.4.3	GICSと異なる分類基準を用いる場合は、用いた分類基準を開示する	

コード :	指標 :	測定単位 :
FN-CB-1	(2)すべての産業へのグロス・エクスポージャー合計	表示通貨
2	すべての産業へのグロス・エクスポージャーを開示する	

コード :	指標 :	測定単位 :
FN-CB-1	(3)各炭素関連産業へのグロス・エクスポージャー合計の割合	パーセンテージ (%)
3	それぞれの炭素関連産業へのグロス・エクスポージャー合計の割合を開示する	
3.1	それぞれの炭素関連産業へのグロス・エクスポージャーについて、すべての産業へのグロス・エクスポージャー合計で除して、その割合を計算する	
	<参考：計算式の例> $\frac{\text{それぞれの炭素関連産業へのグロス・エクスポージャー}}{\text{すべての産業へのグロス・エクスポージャー合計}}$	

コード： FN-CB- 2	指標： ファイナンスに係る排出（financed emissions）の計算に含む グロス・エクスポージャーの割合	測定単位： パーセンテージ（%）
1	ファイナンスに係る排出（financed emissions）の計算に含む資産クラスへのグロス・エクスポージャーの割合を開示する	
1.1	<p>グロス・エクスポージャーの定義</p> <p>資金提供された金額：企業の財務諸表がIFRS会計基準又はその他の一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）に準拠して作成されたかにかかわらず、その表示通貨で表された、資金提供された帳簿価額</p> <p>1.2 未実行のローン・コミットメント：企業の財務諸表の表示通貨で表されたコミットメントの全額</p> <p>1.3 デリバティブ： <ul style="list-style-type: none"> • 総額（gross）のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブー交換される契約金額 • 純額（net）のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブーデリバティブの純額 </p>	
2	<p>ファイナンスに係る排出（financed emissions）の計算に含められたグロス・エクスポージャーについて、すべての産業及び資産クラスへのグロス・エクスポージャー合計で除して、その割合を計算する</p> <p><参考：計算式の例></p> $\frac{\text{ファイナンスに係る排出の計算に含められたグロス・エクスポージャー}}{\text{すべての産業及び資産クラスへのグロス・エクスポージャー合計}}$	

コード： FN-CB-3	指標： 各産業について、資産クラス別の (1) 絶対総量 (absolute gross) の (a)スコープ1排出、(b)スコープ2排出及び (c)スコープ3排出 (2) グロス・エクスポージャー (すなわち、ファイナンスに係る排出 (financed emissions))	測定単位： CO ₂ 換算メートルトン(t)、 表示通貨
1	各産業について、資産クラス別のスコープ1、スコープ2及びスコープ3排出に分解して、絶対総量 (absolute gross) のファイナンスに係る排出 (financed emissions) を開示する	
1.1	ファイナンスに係る排出 (financed emissions) : 企業が行う融資及び投資に起因する投資先又は相手方の総排出量 (gross emissions) に係る部分。GHGプロトコル コーポレート・バリューチェーン (スコープ3) 基準のスコープ3のカテゴリー15 (投資) に分類	
1.2	絶対総排出量 (absolute gross emissions) : CO ₂ 換算のメートルトン単位で表される、スコープ1排出、スコープ2排出及びスコープ3排出の総量 (total quantity)	
1.3	総排出量 (gross emissions) : 排出を削減又は補償するオフセット及びクレジットを考慮する前の、大気中に排出されるGHG	
1.4	スコープ1、スコープ2及びスコープ3の排出は、世界資源研究所 (WRI) 及び持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によって公表された「温室効果ガスプロトコル：企業会計及び報告基準 (GHGプロトコル)、2004年3月改訂版」において定義されており、ここに記載されている手法に従って計算する	

<p>コード： FN-CB- 3</p>	<p>指標： 各産業について、資産クラス別の (1) 絶対総量 (absolute gross) の (a)スコープ1排出、(b)ス コープ2排出及び (c)スコープ3排出 (2) グロス・エクスポージャー (すなわち、ファイナンスに係る排出 (financed emissions))</p>	<p>測定単位： CO₂換算メートルトン(t)、 表示通貨</p>
<p>2</p>	<p>各産業について、資産クラス別のグロス・エクスポージャーも開示する</p>	
<p>2.1 2.2 2.3</p>	<p>グロス・エクスポージャーの定義</p> <p>2.1 資金提供された金額：企業の財務諸表がIFRS会計基準又はその他の一般に公正妥当と認められ た会計原則 (GAAP) に準拠して作成されたかにかかわらず、その表示通貨で表された、資金 提供された帳簿価額</p> <p>2.2 未実行のローン・コミットメント：企業の財務諸表の表示通貨で表されたコミットメントの全 額</p> <p>2.3 デリバティブ： <ul style="list-style-type: none"> • 総額 (gross) のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブー交換される契約金額 • 純額 (net) のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブーデリバティブの純額 </p>	
<p>3</p>	<p>開示の範囲には、炭素関連産業のみでなくすべての産業を含める</p>	
<p>3.1</p>	<p>世界産業分類基準 (GICS) の6桁の産業レベルのコードを相手方の分類に用いる</p>	
<p>3.1.1</p>	<p>報告日において入手可能な最新版の分類システムを用いる</p>	
<p>3.2</p>	<p>GICSと異なる分類基準を用いる場合は、用いた分類基準を開示する</p>	

<p>コード： FN-CB- 4</p>	<p>指標： 各産業について、資産クラス別の (1) (a)スコープ1排出、(b)スコープ2排出及び (c)スコープ3排出の総排出原単位 (gross emissions intensity) (2) グロス・エクスポージャー (すなわち、ファイナンスに係る排出 (financed emissions))</p>	<p>測定単位： 物理的又は経済的アウト プット単位当たりのCO₂換 算メートルトン(t)、表示 通貨</p>
1	<p>各産業について、資産クラス別のスコープ1、スコープ2及びスコープ3の排出に分解して、ファイナンスに係る排出 (financed emissions) の排出原単位を開示する</p>	
1.1	<p>ファイナンスに係る排出 (financed emissions) : 企業が行う融資及び投資に起因する投資先又は相手方の総排出量 (gross emissions) に係る部分。GHGプロトコル コーポレート・バリューチェーン (スコープ3) 基準のスコープ3のカテゴリー15 (投資) に分類</p>	
1.2	<p>排出原単位: 経済又は物理的活動単位ごとのスコープ1排出, スコープ2排出及びスコープ3排出 (例えば、総投資資産百万米ドル当たりのCO₂換算メートルトン、又はメガワット時当たりのCO₂換算メートルトン)</p>	
1.3	<p>総排出量 (gross emissions) : 排出を削減又は補償するオフセット及びクレジットを考慮する前の、大気中に排出されるGHG</p>	
1.4	<p>スコープ1、スコープ2及びスコープ3の排出は、世界資源研究所 (WRI) 及び持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によって公表された「温室効果ガスプロトコル: 企業会計及び報告基準 (GHGプロトコル)、2004年3月改訂版」において定義されており、ここに記載されている手法に従って計算する</p>	

<p>コード： FN-CB-4</p>	<p>指標： 各産業について、資産クラス別の (1) (a)スコープ1排出、(b)スコープ2排出及び (c)スコープ3排出の総排出原単位 (gross emissions intensity) (2) グロス・エクスポージャー (すなわち、ファイナンスに係る排出 (financed emissions))</p>	<p>測定単位： 物理的又は経済的アウト プット単位当たりのCO₂換 算メートルトン(t)、表示 通貨</p>
<p>2</p>	<p>各産業について、資産クラス別のグロス・エクスポージャーも開示する</p>	
<p>2.1 2.2 2.3</p>	<p>グロス・エクスポージャーの定義</p> <p>2.1 資金提供された金額：企業の財務諸表がIFRS会計基準又はその他の一般に公正妥当と認められた会計原則 (GAAP) に準拠して作成されたかにかかわらず、その表示通貨で表された、資金提供された帳簿価額</p> <p>2.2 未実行のローン・コミットメント：企業の財務諸表の表示通貨で表されたコミットメントの全額</p> <p>2.3 デリバティブ： <ul style="list-style-type: none"> • 総額 (gross) のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブー交換される契約金額 • 純額 (net) のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブーデリバティブの純額 </p>	
<p>3</p>	<p>開示の範囲には、炭素関連産業のみでなくすべての産業を含める</p>	
<p>3.1 3.1.1</p>	<p>世界産業分類基準 (GICS) の6桁の産業レベルのコードを相手方の分類に用いる</p> <p>3.1.1 報告日において入手可能な最新版の分類システムを用いる</p>	
<p>3.2</p>	<p>GICSと異なる分類基準を用いる場合は、用いた分類基準を開示する</p>	

コード： FN-CB- 5	指標： ファイナンスに係る排出（financed emissions）を計算するた めに用いた方法の記述	測定単位： 該当なし
1	ファイナンスに係る排出（financed emissions）を計算するために用いた方法を記述する	
1.1.1	記述には、グロス・エクスポージャーの規模に関連して企業の排出のシェアを帰属するために用いた方法を含める	
1.2	記述には、情報源を含め基礎となる排出量のデータ収集のアプローチを含める	
1.3	可能な場合、第三者によって情報源が検証されているか否かを開示する	
1.4	可能な場合、見積り、プロキシ及び仮定の利用について記述する	
1.5	投資先又は相手方のGHG排出を含めることができない場合、含めなかった理由を述べる（例えば、忠実な測定を設定できない等）	

コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
FN-CB-000.A	セグメント別 ((a)個人及び(b)中小企業) の当座並びに普通預金口座の(1)件数及び(2)価額	定量	数、表示通貨
FN-CB-000.B	セグメント別 ((a)個人、(b)中小企業及び(c)法人) の融資の(1)件数及び(2)価額	定量	数、表示通貨

FN-CB-000.Bに関する注記 - 不動産ローン及びリボルビング・クレジット・ローンは開示の範囲から除外しなければならない。

